

5

## 2 原告夢実による本件取引停止は違法・不当か（乙事件争点2）

(1) 原告夢実は、被告インシップからの委託に基づき、平成16年4月頃から、  
本件取引停止まで約15年という長期間にわたり、複数の健康食品の製造及  
び納品を継続していたところ（前提事実(2)イ、(5)ウ）、原告夢実が被告インシ  
10. ップに対して供給していた健康食品は、顧客である一般消費者が定期的・繼  
続的に購入し続けることが想定されている商品であり、欠品等により供給が  
途絶えれば、顧客は別の販売業者の同種商品の購入を開始するなどして、仮  
にその後供給が回復したとしても、以前の販売業者からは購入しないことも  
十分にあり得るから、販売業者にとっては、顧客を維持するために、継続的  
な供給を続けることが非常に重要といえる。また、販売業者が製造業者を変  
更する際には、新たな製造業者に配合や規格を指定して発注する必要があり、  
殊に、原料やその配合割合、商品の安全性などが重視される健康食品にお  
いては、販売業者が要求する内容・水準の商品を製造業者が安定的に供給で  
20. きるかを慎重に見極める必要もあるから、短期間で製造業者を変更することは困難であるといわざるを得ない。

25 このような契約関係、すなわち、継続的供給契約が長期間継続しており、  
販売業者が短期間で製造業者を変更することが困難で、顧客への供給が停止  
した場合に販売業者が被る不利益が特に大きいような契約関係においては、  
契約の安定性が要請されるから、製造業者は、取引の継続に向けて協力すべ  
き信義則上の注意義務を一定限度で負い、契約関係を終了させることができ

るのには、合理的な理由があり、かつ終了までに相当な猶予期間を設けたような場合に限られるというべきである。

(2) 本件において、被告インシップは、原告夢実から本件合意は存在しないとの回答を受けた後の平成30年7月10日、原告夢実及び被告金夫に対し、従前の請求を大きく上回る13億7900万円という損害が見込まれることや被告金夫個人の刑事責任が発生する可能性を示唆するなど、原告夢実の本件合意違反を徹底的に追及する姿勢を見せており、また、伸二郎は、被告小林の入院先を訪問して、代表取締役の個人責任が認められた裁判例を示すなど高圧的ともいえる態度を取っていた（前提事実(4)オ、(5)ア、イ）。

このような被告インシップ及び伸二郎の敵対的な態度からすれば、原告夢実が、被告インシップとの間の信頼関係は既に破綻しており、取引の継続により代金の回収が不能となるリスクがあると考えて本件取引停止の判断をしたことには相応の合理的な理由があると認められ、このことは、仮に被告インシップの原告夢実に対する取引依存度が高いものであったとしても変わりはない。

(3) 本件において、原告夢実は、本件取引停止から受注停止まで約50日の猶予期間を設けている（前提事実(5)ウ）。

この点につき、被告インシップと取引関係のあるメーカーのうち1社は、被告インシップが製品製造の配合指示書を出してから実際の納品までには19週間以上かかると回答し、別の1社も半年程度かかると回答していること（乙28の1・3）からすれば、被告インシップが原告夢実に代わる新たな製造業者を見つけ、当該業者から実際に納品を受けるまでは、5か月～半年程度の期間が必要であると認められる。

原告夢実及び個人被告らは、新規の商品製造を依頼した場合に15～30日で製造できるとの健康食品の製造業者からの回答があること（甲62の1～6）からすれば、約50日という猶予期間は新たな取引先から納品を受け

るための十分な期間であると主張する。しかしながら、被告インシップが実際に新規の製造を複数社に打診した際、製造を断られるなどして、50日以内に納品を受けることができないのであって(乙67~69)、上記回答をもって、新たな製造業者から納品を受けるための期間として、約50日が十分な期間であると認めることはできない。また、原告夢実及び個人被告らは、甲56号証及び甲65号証を基に、被告インシップが平成30年9月3日の時点で原告夢実以外の業者から本件商品の納品を受けていた事實を指摘するが、本件商品について1社から比較的早期に納品を受けられたとしても、それが被告インシップにおいて顧客からの本件商品の注文に応じることができた量に足りていたかは明らかではない上、他の全ての商品につき同期間での納品が可能だったとまで認められるものではないから、同事実は上記判断を左右しない。

かえって、原告夢実と被告インシップが、本件和解において、和解成立後約5か月間の製造物供給を約したこと(前提事実(6)ア)は、被告インシップが新たな取引先を探し、実際に納品を受けられるまでの期間として、5か月程度は必要であると想定されたためであると考えるのが自然である。

そうすると、約50日という猶予期間は、被告インシップが原告夢実に代わる取引先から納品を受けられるまでの期間として相当なものであるとはいはず、原告夢実は、本件取引停止に際して、十分な猶予期間を設けていたといふことはできない。

(4) よって、原告夢実による本件取引停止は、信義則上の注意義務に違反するもので、違法・不当である。

